とうきょう さんぱい

第34巻第3号 通巻第322号
322
平成29年6月10日発行

第5回 定時総会を開催

平成28年度 事業の報告並びに決算が承認
平成29年度表彰式　4部門で6社と33名が受賞

2017 NEW 環境展　当協会より正会員12社、賛助会員10社が出展
廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

有明興業は、
未来のエネルギーを創造します。
Recycle Quality
リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。
廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。
オフィス工場 ⇒ プラスチック 紙 繊維 木 金属
〈サーマルリサイクル〉RPF(固形燃料)・フラフ燃料 → 各種企業、発電会社など
●CO_2削減を通じて、地球温暖化を抑制します。
●石油や石炭の代替燃料となり、エネルギー資源の有効活用につながります。
〈マテリアルリサイクル〉再資源化 → 各種メーカー
●限りある資源の有効活用につながります。
陸送に比べてCO_2排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。
東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、
全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。
リサイクルポート
第2バース
第1バース
2014年度 中間処理業 収集運搬業（積替え保管を含む）
産廃エキスパート
認定番号 3-14-C0012
認定番号 3-14-B0076
優良産廃処理業者認定制度
優良認定業者
ありあけこうぎょう
http://www.aknet.co.jp/
有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
〒136-0063 東京都江東区和倉2-8-25 TEL.03-3522-1011 FAX.03-3522-1919

ZERO

技術です
キケンなゴミを資源に戻す

有害な物質を含む、廃棄物。ゼロ・ジャパンの技術は、それを資源に戻すためにあります。廃棄物を沸点の差を利用して、ひとつひとつの素材に分離。資源として取り出しています。世界最新の真空加熱リサイクリング-VTR技術。すべての工程で空気に触れない、安全、確実な技術を提供しています。ゴミを出さない、ゴミを資源に換える仕事、ゼロ・ジャパン。

究極のリサイクリングの、名前です。

ゼロ・ジャパン株式会社

MATSUDA SANGYO GROUP

本社：東京都新宿区西新宿1-26-2　新宿野村ビル　TEL 03-5381-1233 FAX03-3345-0995 info@zero-japan.co.jp http://www.zero-japan.co.jp

CONTENTS

第 5 回 定時総会を開催 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **2**

定時総会・表彰式

平成28年度事業・決算報告（概要） ・・・・・・・・・・・・ 3

受賞された方々 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

懇　　親　　会

会長挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

来賓祝辞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

当日ご出席の来賓・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

賛助会員コーナー　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

2017 NEW 環境展／地球温暖化防止展

当協会より正会員 12 社、賛助会員 10 社が出展 ・・・・・・・・・・・・・ **18**

廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について ・・・・・・・・・・ **24**

新入会員紹介　・・・23

委員会報告　安全衛生推進委員会、青年部、医療廃棄物委員会、中間処理委員会・・・・・26

役員寄稿 ～協会活動への支援～　赤石副会長・加藤副会長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・28

よろず相談　法律・変更の許可と「軽微変更」　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

協会の主な今後の日程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

事務局だより・編集後記　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

表紙の言葉　・・・22

題字 : 東京都産業廃棄物協会　会長　高橋 俊美

第 5 回 定時総会を開催

平成 28 年度 事業の報告並びに決算が承認
平成 29 年度表彰式　4 部門で 6 社と 33 名が受賞

東京都産業廃棄物協会は、平成 29 年 5 月 29 日㈪ 16 時から、ホテル椿山荘東京（文京区関口）に於いて、第 5 回定時総会・平成 29 年度表彰式・懇親会を開催した。

定時総会では平成 28 年度事業報告が行われ、決算報告が承認された。平成 29 年度表彰式では、4 部門で計 6 社と 33 名が表彰された。懇親会は、300 名を超える参加者を得て、盛会裏に終了した。なお、総会・懇親会会場前の通路には、今年 1 月の賀詞交歓会から始めた「賛助会員コーナー」を引き続き設け、抽選により決定した 7 社が自社の事業紹介を行った。　**（取材　塩沢美樹）**

総会会場

総会の開会に先立ち、司会の横手事務局長より、5 月 29 日現在の会員数 548 名に対し、出席正会員数は委任状を含めて 399 名（出席率 72.8%）であり、本総会が有効に成立したことが報告され、細沼常任理事が開会を宣した。高橋会長が、開会挨拶の後、仮議長に就任し、定款に基づき鈴木副会長を議長に指名した。鈴木議長は本総会の議事録署名人に、都築常任理事・相田理事の 2 名を指名した後、議事に入った。

平成 28 年度事業報告、続いて第 1 号議案「平成 28 年度決算報告承認の件」について、木村専務理事が議案書に基づいて説明し、西尾監事が監査報告を行った。議場に諮ったところ満場異議なく原案どおり承認された。以上で総会が終了し、伊藤常任理事が閉会を宣言した。

◎平成 28 年度事業・決算報告の概要は 3 ～ 7 頁のとおり。
◎受賞された方々は 8 ～ 9 頁のとおり。

平成２８年度事業・決算報告（概要）

1.　適 正 処 理 推 進 事 業（公益的事業）

(1)　調 査 研 究 事 業

法制度の改正や首都直下などの巨大地震による災害廃棄物対策の動向等について情報収集を行うとともに、異物混入による事故の防止など、業界が直面する課題の解決や関係機関に必要な提案を行っていくため調査研究を行い、要望等を実施した。

また、調査研究等により得た結果や情報等については、機関誌「とうきょうさんぱい」やホームページ、各種研修会、相談業務を通して提供した。

(2)　研　　修　　事　　業

適正処理とリサイクルを広く推し進めていくため、各種研修会、講習会を実施した。

1）一般研修事業

①	建設廃棄物・三者施設見学研修 〔本協会・建設廃棄物委員会　主催〕		見学会：34 名 勉強会：37 名
②	第２回医療廃棄物排出事業者向けセミナー 〔本協会・医療廃棄物委員会　主催〕		89 名
③	医療廃棄物適正処理研修会 〔本協会／東京都環境局／（公社）東京都医師会　主催〕		86 名
④	産業廃棄物処理実務者研修会　基礎コース 〔本協会／（公社）全国産業廃棄物連合会　共催〕	計 3 回	179 名

2）講習会事業（許可申請等に関する講習会）

東京都内で実施される許可申請に関する収集・運搬、処分課程及び特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会を、実施機関である（公財）日本産業廃棄物処理振興センターに協力して実施した。

①	新規許可申請講習会		1,063 名
	ア　産業廃棄物の収集・運搬課程	計 6 回	947 名
	イ　特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	計 1 回	116 名
②	更新許可申請講習会		
	ア　産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	計 7 回	1,185 名
③	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会	計 16 回	2,569 名
④	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会 （医療関係機関等対象）		192 名
⑤	PCB 廃棄物の収集運搬作業従事者講習会		168 名

(3) 相 談 指 導 事 業

平成 14 年度から専任相談員を配置して相談指導事業を行っている。28 年度の相談件数は、3,168 件で、前年度に比較して 407 件と大幅に増加した。

2. 環 境 対 策 事 業（公益的事業）

(1) 環 境 活 動

4 月に開催された「アースデイ東京 2016」に青年部が参加し、会場内ごみゼロステーションの運営協力と来場者に対する環境教育を行った。

また、女性部は、部員各社が集めたペットボトルキャップの売却益等を原資に購入した大型絵本を、岩手県釜石市保健福祉部を通じ、市内３ヶ所の保育所に寄贈した。

さらに、会員各位の協力を得て、「ベルマーク回収による東日本大震災被災校への支援活動」を女性部が中心となり行った。

(2) 環 境 対 策 事 業

平成 28 年度は該当事業はなかった。

(3) 災害廃棄物対策事業

東京都の廃棄物審議会等における「東京都災害廃棄物処理計画」の策定に参画し、処理業者の視点からの対応策を提示した。

3. 普 及 事 業（その他事業）

(1) 普 及 事 業

1) 協会の社会的意義や取組状況などを、機関誌「とうきょうさんぱい」をはじめ、ホームページ等で紹介し、広報に努めた。

また、安全衛生に関するポスターを全会員に２回配布し、普及啓発に努めた。

2) 図書等の有償頒布については、「マニフェストシステムがよくわかる本」「建設廃棄物処理委託契約書」及びその「記入例」等の販売を行った。

3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）普及事業では、廃棄物処理法で義務づけられている産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、（公社）全国産業廃棄物連合会及び建設六団体副産物対策協議会から受託し販売した。頒布実績は 1,264,300 セットで 27 年度と比較し約 10％減少した。

また、（公社）全国産業廃棄物連合会からの受託事業として、電子マニフェスト導入促進を目的にした、電子マニフェストに係る説明会を実施した。

(2) 機関誌の発行事業

会員に対する基本的な情報伝達手段である機関誌「とうきょうさんぱい」は、第 308 号から第 319 号まで計 12 号を毎月発行した。内容は協会・（公社）全国産業廃棄物連合会・環境省・東京都の動向等を中心に確実性と速報性に富んだものとして誌面の充実を図った。

(3) 会 員 事 業

1) 会員研修事業

会員企業における、経営基盤の安定、法令の習熟、廃棄物処理知識の充実、資質の向上を図るため、経営者レベル、実務者レベルなど各職層に合わせた研修会、講習会を実施した。

① 安全衛生研修会〔安全衛生推進委員会 主催 〕　計 3 回　198 名

② 平成 28 年度東京都「団体課題別人材力支援事業」〔本協会企画〕

ア 個社別採用支援コンサルティングの実施
従業員の採用・定着等に係る個社課題に応じた研修等

イ 出前講習の実施　参加者 :66 名
専門学校の土木・造園科 1 年生を対象とした環境学習等

ウ 合同企業説明会・面接会の実施『環境ビジネス☆就職フェア』　来場者 :154 名
来春卒業予定の新卒者を対象とした会員企業(21 社)によるパネルディスカッション、合同企業説明会・面接会

エ 雇用環境整備（事業承継）研修の実施
経営者、管理監督者を対象とした財務面からの従業員の定着促進に向けた研修

③ 国内処理施設見学研修会及び　22 名
第 15 回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」
見学先 : 水島エコワークス㈱・(公財) 岡山県環境保全事業団（岡山県倉敷市）

2) 会員交流・増強事業

① 会員の連携強化と協会の活性化を図るため、総会後の懇親会、賀詞交歓会等の交流事業を行った。また、部門別においても、多摩支部、青年部、女性部の諸活動を積極的に行った。

② 会員数の維持・増加を図るため、許可申請に関する講習会等において、協会案内を配布し入会を呼びかけるなど、あらゆる機会を活用して会員数の拡大に努めた。また、新入会員から協会への要望等を聞くため、意見交換会を2回開催した。

会員数の推移は、正会員数については、5 社入会、13 社退会の結果、28 年度末 549 社と 27 年度末から 8 社減少した。賛助会員は、1 社増加し 64 社であった。

③　関係団体との協力では、（公社）全国産業廃棄物連合会、関東地域協議会の諸活動に参画し、積極的に情報交換等を行った。また、排出事業者等の諸団体と適正処理の推進と業界発展に向け、協力・交流を継続した。

また、建設混合廃棄物の適正処理や、再生砕石の利用拡大について、関係業界と連携した活動を行った。

3)　顕彰・表彰事業

28 年度は、『優良事業所表彰』4 社、『功労者表彰』2 名、『優良従事者表彰』28 名、安全衛生表彰『会長賞表彰』1 社、『安全衛生推進委員長賞表彰』2 社・1 名を表彰した。

4.　管　理　運　営

定時総会（1 回）、理事会（定例会 9 回／臨時会 1 回）、常任理事会（14 回）を開催した。

5.　委　員　会　活　動

10 の委員会・部が、それぞれの設定した課題解決、目的実現に向け、以下のような活動を活発に展開した。

(1) 総務委員会　事業計画や協会の財政基盤強化等についての協議・調整。法制度検討委員会では協会版「マニフェストQ＆A集」を作成。

(2) 広報委員会　機関誌「とうきょうさんぱい」の編集を中心に毎月 1 回開催。

(3) 中間処理委員会　異物混入防止対策リーフレットの効果を検証。水銀規制の強化に対して勉強会を開催。

(4) 安全衛生推進委員会　研修会の開催や当協会初の「労働災害防止計画」を策定。

(5) 医療廃棄物委員会　東京都・神奈川県・静岡県の合同懇談会、医療廃棄物排出事業者向けセミナー等を開催

(6) 収集運搬委員会　収集運搬時における事故事例を検証し、事例集を作成。

(7) 建設廃棄物委員会　関係団体と合同の施設見学会を実施、建設混合廃棄物分科会・建設汚泥分科会、再生砕石 WG など活動を展開。

(8) 多摩支部　支部会・研修会、施設見学会、多摩環境事務所・八王子市との適正処理意見交換会等を開催。

(9) 青年部　「アースデイ東京 2016」においてごみゼロステーションの運営協力と来場者への環境教育、その他研修会等を活発に展開。

(10) 女性部　4つのチームが中心となり、環境教育、勉強会、施設見学会、被災地支援活動等の活動を行った。

正　味　財　産　増　減　決　算

平成28年4月 1 日から平成29年3月31日まで

（単位：円）

科　　目	予 算 額 A	決 算 額 B	差　異 A－B	執行率 B/A	備　　考
Ⅰ　一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1)　経常収益					
①受取入会金	260,000	140,000	120,000	53.8%	
正会員受取入会金	220,000	100,000	120,000	45.5%	
賛助会員受取入会金	40,000	40,000	0	100.0%	
②受取会費	73,800,000	72,437,000	1,363,000	98.2%	
正会員受取会費	70,800,000	69,657,000	1,143,000	98.4%	
賛助会員受取会費	3,000,000	2,780,000	220,000	92.7%	
③事業収益	58,640,000	68,322,430	△ 9,682,430	116.5%	
研修事業収益	2,350,000	2,038,768	311,232	86.8%	
許可申請講習会事業収益	14,500,000	13,947,080	552,920	96.2%	講習会事務手数料等
普及事業収益	1,250,000	1,999,102	△ 749,102	159.9%	協会図書頒布料等
マニフェスト普及事業収益	30,200,000	35,761,520	△ 5,561,520	118.4%	マニフェスト頒布料等
機関誌発行事業収益	6,100,000	6,933,240	△ 833,240	113.7%	機関誌広告料
会員事業収益	4,240,000	7,642,720	△ 3,402,720	180.3%	総会後懇親会会費等
④雑収益	430,000	582,987	△ 152,987	135.6%	
受取利息	30,000	17,844	12,156	59.5%	預金利子
雑収益	400,000	565,143	△ 165,143	141.3%	保険紹介手数料等
経常収益計	133,130,000	141,482,417	△ 8,352,417	106.3%	
(2)　経常費用					
①事業費					
A適正処理推進事業	37,590,000	35,538,363	2,051,637	94.5%	
調査研究事業費	9,688,000	9,297,290	390,710	96.0%	
研修事業費	19,051,000	17,580,073	1,470,927	92.3%	
相談指導事業費	8,851,000	8,661,000	190,000	97.9%	
B環境対策事業	2,592,000	2,352,253	239,747	90.8%	
環境対策事業費	2,592,000	2,352,253	239,747	90.8%	
C普及事業	76,067,000	75,904,880	162,120	99.8%	
普及事業費	37,381,000	37,950,075	△ 569,075	101.5%	マニフェスト仕入額等
機関誌発行事業費	13,682,000	13,814,545	△ 132,545	101.0%	
会員事業費	25,004,000	24,140,260	863,740	96.5%	懇親会経費、連合会負担金等
事業費　合計	116,249,000	113,795,496	2,453,504	97.9%	
②管理費（法人管理費）	16,523,000	18,419,376	△ 1,896,376	111.5%	
経常費用計	132,772,000	132,214,872	557,128	99.6%	
当期経常増減額	358,000	9,267,545	△ 8,909,545		
2. 経常外増減の部					
(1)　経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	－	
(2)　経常外費用					
予備費	2,500,000	0	2,500,000	0.0%	
経常外費用計	2,500,000	0	2,500,000	0.0%	
当期経常外増減額	△ 2,500,000	△ 1	△ 2,499,999	0.0%	
当期一般正味財産増減額	△ 2,142,000	9,267,544	△ 11,409,544		
一般正味財産期首残高	109,018,894	119,715,053	△ 10,696,159	109.8%	
一般正味財産期末残高	106,876,894	128,982,597	△ 22,105,703	120.7%	
Ⅱ　指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	－	
指定正味財産期首残高	0	0	0	－	
指定正味財産期末残高	0	0	0	－	
Ⅲ　正味財産期末残高	106,876,894	128,982,597	△ 22,105,703	120.7%	

受賞された方々（順不同、敬称略）

❀優良事業所表彰受賞者

㈱ 都市環境エンジニアリング
㈱ 日本協力
㈲ フロンティア
㈲ 八栄興業
㈱ 環境整備

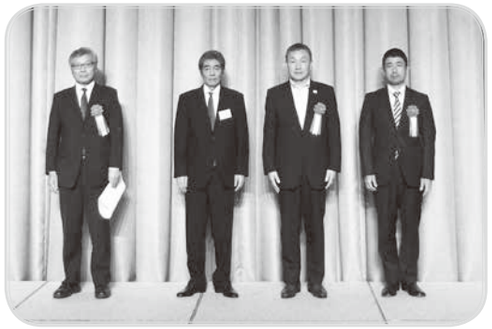

優良事業所表彰受賞者

❀功労者表彰受賞者

松 本 卓 夫　東京パワーテクノロジー㈱
執行役員環境事業部長

有吉 嘉一郎　㈱ 東京スタンドサービス
代表取締役

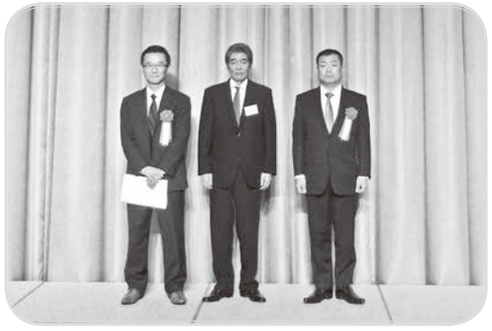

功労者表彰受賞者

❀安全衛生表彰受賞者

会　長　賞

［従事者］
荻 谷 秀 夫　㈱ 首都圏環境美化センター

安全衛生推進委員会委員長賞

［従事者］
山 口 秀 太　㈱ まごころ清掃社
［事業所］
東京臨海リサイクルパワー㈱

安全衛生表彰受賞者

❀優良従事者表彰受賞者

嵯峨根　強	㈱ 東京スタンドサービス	**樫 山 民 江**	有明興業㈱
松 村 忠 一	㈱ 北陸産業	**北 田 利 子**	㈱ 京葉興業
原　利 明	㈱ 東京クリアセンター	**猪 股 英 樹**	㈱ ヨドセイ
木 村 和 彦	㈱ ハチオウ	**山崎幸一郎**	㈱ 朝田商会
早乙女　登	㈱ 東亜オイル興業所	**吉 留 清 人**	高俊興業㈱
船 田 一 志	㈱ 都市環境エンジニアリング	**川 内 秀 行**	白井エコセンター㈱
横 山 俊 一	㈱ 木下フレンド	**久 保 匡 史**	ＪＦＥ環境㈱
谷田部芳明	相田化学工業㈱	**杉 本 大 輔**	㈱ 日本シルバー
金 井　進	日興サービス㈱	**中 野　徹**	オーエム通商㈱
板 倉　貴	㈱ シンシア	**興 野 典 子**	㈱ リーテム
松 原　滋	野村興産㈱	**国 枝 勝 人**	㈱ こばやし産業
赤 木　勇	松浦商事㈱	**北 條 智 己**	㈱ ジーエムエス
並 木　悟	小坂産業㈱	**五十嵐利行**	東港金属㈱
遠 藤 雅 明	日栄産業㈱	**小 澤 直 樹**	成友興業㈱
横 沢 昭 栄	㈱ 五十嵐商会		

優良従事者表彰受賞者

懇親会

表彰式終了後、18 時より五十嵐常任理事の司会により懇親会を開催した。

高橋会長の挨拶に続き、来賓の方々から祝辞を頂戴した。

会長挨拶

先ほどの第 5 回定時総会におきまして、会員の皆さまのご協力により、平成 28 年度の事業報告及び決算の承認が、とどこおりなく終了したことを、心より感謝申し上げます。

おかげをもちまして、当協会も法人化後、33 年目を迎えますが、これも一重に会員や顧問の皆さまをはじめ、行政、関係団体の方々によるご支援、ご協力の賜物と心から厚く御礼申し上げる次第であります。

また、本日はご多用の中、定時総会懇親会に、環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課の中尾課長様、協会顧問である東京都議会議員の先生方、東京都環境局資源循環推進部の谷上部長様、全国産業廃棄物連合会の石井会長様、その他多数の関係団体のご来賓の皆さまならびに会員の皆さまにご出席を賜り、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年度は、経済の回復基調にはあったものの、力強さを欠いており、廃棄物処理業界にとっても、年度後半になってやっと景況判断が改善してきたという厳しい年度でした。2020 年東京オリンピック・パラリンピック準備の波及効果を今後、期待していきたいと思っています。

私ども協会においても、正会員数が漸減傾向にあるなど厳しい状況にありますが、優良処理業者の集まりである公益的な団体として、東京都との緊密な連携の下に、適正処理の確保と資源循環の推進に努めてまいりました。平成 28 年度の主な実績については、総会で説明があったので簡単にいたしますが、

第一に、制度面の改善として、廃棄物処理法の見直しについて、全国産業廃棄物連合会および東京都等を通じて意見・要望を提出しました。また、私自身が東京都廃棄物審議会委員として、東京都災害廃棄物処理計画の策定に関わりました。いずれも当協会の要望・意見が少なからず反映されていることを、この場をお借りしてご報告申し上げます。

第二に、排出事業者への協力依頼についてです。爆発・火災事故の原因となる異物混入を防止するための啓発活動や、建設廃棄物の適正処理を目指した、関東地域協議会版リーフレットの作成、神奈川県と静岡県の協会との合作による医療廃棄物適正処理推進の共同宣言の作成、などを進めました。

第三に、処理業界で働く人たちの環境整備や人材育成に努めました。協会として初めてとなる労働災害防止計画を作成しましたので、会員の皆さまもこの計画に沿って精力的に作業環境の改善に努めていただきたいと考えます。また、「団体課題別人材力支援事業」を東京都しごと財団からいただきました。平成 28、29 年度の 2 か年にわたって、新規採用向けの合同企業説明会の開催や、従業員の定着促進事業などを行ってまいります。

次に、今年度 29 年度の協会活動の進め方について述べます。

詳しくは、当協会の機関誌を読んでいただければと思いますが、今年度、特に力を入れていきたいことを 3 点ほど述べます。

第一に、廃棄物処理法の改正など国の制度改正の動きを速やかに会員の皆さまにお届けしてまいります。一部の産廃については電子マニフェストの使用を義務付けるなどの法律改正は国会での審議が進んだようですが、産廃処理については、政令・省令で規定される事項も多いので、これらの改正情報をできるだけ速やかに、かつ分かり易く、機関誌や研修会を通じて、皆さまにお伝えしてまいります。

第二に、循環型社会と、低炭素社会の実現に取り組んでいきます。かつてより要望しておりました再生砕石のリサイクルについては、東京都が品質基準の認証と施設認証制度の運用を 5 月から始めましたので、これらの制度を活用しリサイクルを推進していただきたいと考えます。建設泥土改良土については、廃棄物卒業基準の策定とそれに向けたモデル工事の実施が、国と東京都で計画されています。行政との懇談の場等を活用して、この実現に努めてまいります。

また、全国産業廃棄物連合会では、2030 年度を目標とした低炭素社会実行計画を今年 3 月に策定しましたので、我が協会としても地球温暖化防止に向けた取組を強化してまいります。

第三に、産業廃棄物処理業界の社会的地位の向上、レベルアップに取り組みます。そのため、人材育成事業を昨年度に引き続き進めてまいります。6 月 6 日には、東京都環境局並びに東京都環境公社と連携して、産廃業界の新入社員を一同に会したスタートアップ研修会が開催されます。

また、排出事業者の皆さま方が安心して産業廃棄物の処理を我が協会会員に任せてもらえるように、これまで作成したリーフレット等を活用した講習会や、関係業界団体との意見交換の場を数多く設けてまいります。

本年も、東京都をはじめとした行政との連携強化はもとより、全国産業廃棄物連合会や首都圏の各協会とも協力し、諸課題の解決に向かって、協会一丸となって取り組んでまいります。

会員の皆さまにおかれましては、協会事業に対して、引き続き忌憚のないご意見ご要望をいただけたらと思います。

また、顧問の先生方には、7 月の東京都議会議員選挙を軽々とクリアしていただき、引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、総会後に表彰を受けられた優良事業所表彰、功労者表彰、優良従事者表彰、安全衛生表彰の受賞者にも参加いただいております。皆さま方にも是非、共に祝っていただきたいと思います。

長くなりましたが、本日ご参会の皆さまの益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げまして、挨拶とさせていただきます。有難うございました。

来賓祝辞

環境省 大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
課長　　**中　尾　　豊** 氏

本日は、東京都産業廃棄物協会定時総会の盛大な開催、誠におめでとうございます。東京都産業廃棄物協会および会員の皆さまにおかれましては、日頃より産業廃棄物の適正処理、また循環型社会の構築にご尽力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さきほどの高橋会長のご挨拶にありましたが、我々と関係するところが非常に多くございます。特に昨年からは、廃棄物処理法の見直しということで、全国産業廃棄物連合会からも、多数のご要望をいただいておりまして、今年の２月には中央環境審議会の意見具申としてとりまとめたところです。法律につきましては、現在衆議院を通過し、おそらく来週、参議院で審議いただけるものと考えております。

他方で、今回ご要望いただいた内容につきましては、政省令や通知などで措置すべき事項も数多くございます。中環審の意見具申というのは、ある意味、宿題リストのようなものでございまして、これからまさに、様々な事項につき検討していくという段階ですが、引き続き、皆さま方のご要望等をうかがいながら、進めて行くことができればと考えております。

時間も限られていますので、一点だけ、今日この場をお借りして少しご報告させていただければと思いますけれども、環境省ではこの５月に、有識者の専門家の方々から、産業廃棄物処理業の振興策に関するご提言をいただきまして、公表させていただいたところです。検討の過程では、東京都産業廃棄物協会の事務局、さらには会員各社からもヒアリング、アンケート、ワークショップへの参画など、多大なご協力をいただきまして、この場をお借りして感謝申し上げます。

今回のアンケート結果では、産廃業界でも競争が激化していて、人手不足などが課題となっていることが改めて浮き彫りになったと感じています。最近は、国際的にはパリ協定ですとか、国連の持続可能な開発目標 SDGs など、取り組まなければならない課題が多いということで、国内でも大手企業などを中心に CSR や、コンプライアンスの意識というものは高まっているように思います。

一方で、競争が激化する中、安直な価格競争に陥る、ある意味「悪貨が良貨を駆逐する」ような状態に後戻りしないようにということについて、全力で取り組まなければならないと考えています。

このため、提言は少し厳しい内容もございまして、各社事業基盤の強化などの成長戦略、さらには地域との共生などの底上げ戦略、こういったものに取り組んでいく必要があるということが盛り込まれていますが、これにつきまして、国・地方公共団体・排出事業者が連携して、産廃処理業を後押ししていくことも求められていると認識しています。

環境省といたしましても、この提言を受けまして、また今年２月の中環審の意見具申も受けまして、優良な産廃処理業者が評価されるような仕組み作りや、排出事業者の意識改革、さらには意欲ある企業の支援体制の整備などに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

最後になりますが、東京都産業廃棄物協会および会員の皆さま、関係者の皆さま方の益々のご活躍とご発展を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

東京都議会議員

藤　井　　一 氏

本日は、東京都産業廃棄物協会の総会が無事に終了し、高橋会長を中心に、今日からのすばらしい前進を心からお祈り申し上げます。毎回、懇親会にご案内をいただきまして、誠にありがとうございます。後ほど、各都議の皆さまにもご挨拶の機会をいただいておりますので、簡単にお話をさせていただきます。

まず本日、受賞されました皆さまに心から祝福をいたします。本当におめでとうございます。産業廃棄物処理業においては、色々な課題がございますが、特に労働災害が多いと聞いております。労働環境の益々の改善をされまして、皆さま方が日々、仕事を通して充実された毎日を送っていただけますよう、お祈り申し上げたいと思います。

さて、さきほど司会の方からもありましたように、今年の７月２日は東京都議会議員選挙です。今回は小池知事のもとで初めての都議会議員選挙でございます。しっかりと都政改革を進めると同時に、都民の皆さまの役に立つ政策実現のために頑張ってまいりますので、今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。

高橋会長を中心に東京都産業廃棄物協会の益々のご発展と、皆さま方のお仕事のご繁栄お祈りいたしまして、ご挨拶といたします。

藤井 議員

谷村 議員

神林 議員

※ 今期をもって勇退なさる吉野利明議員には長年にわたり、協会顧問をお務めいただきました。誠にありがとうございました。

吉野 議員

髙島 議員

東京都 環境局 資源循環推進部
部長　　**谷　上　　裕** 氏

懇親会に先立ちまして、総会を無事に終えられたということで、まずはおめでとうございます。また、日頃より東京都の廃棄物行政につきましてご理解とご協力をいただきまして、改めましてこの場で御礼申し上げたいと思います。

さきほど、環境省の中尾課長からもございましたように、廃棄物処理法の改正が、今年度行われる予定でございます。私も関連する専門の制度委員会の委員として、一自治体として、色々と諸課題に対して意見を申し上げてまいりました。

今回の改正を一言で申しますと、廃棄物の更なる適正処理の推進ということであろうかと思います。その遂行にあたりましては、この場におります処理業者の皆さま方と、我々行政が一体となって進めていく必要があろうかと思います。また、本日お越しの都議会の先生方のお力も拝借しまして、積極的に進めて行きたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

熊本地震から約 1 年が経ちました。東京都も現在、災害廃棄物処理計画を策定しているところです。その検討の過程におきましては、高橋会長、それからワーキングにおきましては伊藤常任理事からの貴重なご意見を受けまして、策定しているところでございます。

また、東日本大震災では協会の皆さま方にも大変お力添えをいただき、その教訓を活かしまして、今後、もしかしたらくるかもしれない大震災に備えまして、計画を策定して行きたいと考えております。

そしていよいよ 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会まであと 3 年となりました。この大会の前後には、多くの海外の皆さま方が東京にお越しになると思います。その際に、東京都の廃棄物に関する色々な技術を紹介できれば、大変すばらしいことではないかと考えております。ぜひ、これにつきましても、皆さま方のお力添えをいただきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

また、オリンピック・パラリンピックの建設に関しましては、さまざまな産業廃棄物が出てくるかと思います。これらの再生利用、適正処理を進めることで、世界一の環境都市・東京にふさわしい、持続可能な資源利用を推進してまいりたいと思います。こうした取組の実現にも協会ならびに会員の皆さま方のご理解ご協力が必要でございます。今後とも皆さまと十分な連携をはかりながら、施策を推進してまいりますので、更なるお力添えをお願いいたします。

最後になりますが、協会ならびに会員の皆さま方の益々のご発展を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はおめでとうございます。

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
会長　　**石 井 邦 夫** 氏

東京都産業廃棄物協会の第５回定時総会後の懇親会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

貴協会ならびに貴協会会員企業の皆さま方には、日頃から地域における環境保全と産業廃棄物業界の健全な発展に尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特に最近では、コンクリート再生砕石や建設汚泥再生品の広域利用に向けて、関係する機関ならびに団体と協議を進めていることに対しまして、深く敬意を表すところであります。

さて、我々業界は、従前にも増して産業廃棄物の適正処理の確保が求められるようになってきております。更に、我々に課せられている社会の役割は、低炭素化にも配慮しながら循環型社会の構築を目指した３R の推進であります。本業界は、適正処理を大前提といたしまして、循環型社会を担うための廃棄物の資源・エネルギーへの転換を促進する業界、いわば単なる産業廃棄物の受け手から、資源・エネルギーを生み出す創り手へと変貌する必要があります。

この時代の要請に応えまして、資源循環の産業として本業界が国民の皆さまの一層の理解と信頼を得ていくためには、個々の事業者が持つ技術・能力の高度化を図るとともに、次世代を担う人材の育成が急務であります。そのために、全国産業廃棄物連合会といたしましても、本業界の振興策を深く検討しており、この秋ごろまでには業界の振興のための法案大綱といったものを示したいと考えております。

最後になりますが、貴協会ならびに会員企業の皆さまが、循環型社会の構築という時代の要請に応えていく取組を、引き続き推進していただくことを期待しております。お集りの皆さま方の企業の益々の発展とご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

❁　❁　❁

続いて、来賓を代表し（公財）産業廃棄物処理事業振興財団の加藤幸男理事長に乾杯の発声をお願いした。加藤氏は「私ども財団は、業界の益々の発展と循環型社会の形成に、貴協会と共に努力してまいりたい。」と述べ、乾杯の唱和で懇親会が幕を開けた。施設最上階の懇親会場からは、庭園越しに夕陽に染まる高層ビル群の眺めがすばらしく、300 名を超える出席者は料理と景色を堪能しつつ、交流を深めていた。

19 時 45 分、赤石副会長の中締めで盛会裏に全日程を終了した。

乾杯の加藤氏

当日ご出席の来賓は次のとおり（順不同、敬称略）

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 課長	中　尾　　豊
協会 顧問　東京都議会議員	藤　井　　一
協会 顧問　東京都議会議員	谷　村　孝　彦
協会 顧問　東京都議会議員	神　林　　茂
協会 顧問　東京都議会議員	吉　野　利　明
協会 顧問　東京都議会議員	髙　島　直　樹
東京都 環境局 資源循環推進部　部長	谷　上　　裕
東京都 環境局 資源循環推進部　産業廃棄物対策課　課長	須　賀　隆　行
公益社団法人 全国産業廃棄物連合会　会長	石　井　邦　夫
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団　理事長	加　藤　幸　男
公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター　理事	麻　戸　敏　男
一般財団法人 日本環境衛生センター　理事長	南　川　秀　樹
公益財団法人 東京都環境公社　理事長	影　山　竹　夫
公益財団法人 東京都環境公社　常務理事	齊　藤　和　弥
一般社団法人 東京建設業協会 事業委員会環境部会　部会長	永　井　文　男
一般社団法人 東京建物解体協会　会長	髙　山　眞　幸
東京廃棄物事業協同組合　理事長	豊　城　勇　一
建設廃棄物協同組合　理事長	島　田　啓　三
首都圏廃棄物事業協同組合　理事長	小　出　英　昭
株式会社 循環資源研究所　代表取締役　所長	村　田　徳　治
協会 顧問　芝田総合法律事務所　所長・弁護士	芝　田　稔　秋
パートナー弁護士	芝　田　麻　里
協会 顧問　梅澤公認会計士事務所　所長・公認会計士	梅　澤　　隆
協会 名誉会長	吉　本　昌　且

賛助会員コーナー

定時総会終了後から懇親会終了までの時間帯に、懇親会会場入口前の通路に、賛助会員１社当たりテーブルを１台設置し、来訪者に対してカタログ・パンフレット等により、自社の事業を説明した。

参加企業は次の７社（敬称略）。

※（　）内は主な事業内容

㈱オレンジアーチ
（産業廃棄物処理業向け文書管理ソフト開発）

㈱イーシス
（廃棄物管理システムの提供・JWNETのEDI接続業）

㈱はとバスエージェンシー
（損害保険ジャパン日本興亜㈱代理店）

極東開発工業㈱
（廃棄物処理収集運搬車輌及び設備製造販売）

㈱スプラウト
（中間処理内業務請負業・一般労働者派遣事業）

アデコ㈱
（コンサルティング（人材サービス業））

内藤環境管理㈱
（環境計量証明事業）

2017NEW 環境展／地球温暖化防止展

当協会より正会員 12 社、賛助会員 10 社が出展

平成 29 年 5 月 23 日㈫～ 26 日㈮の 4 日間、東京ビッグサイト（江東区有明）において「2017NEW 環境展／地球温暖化防止展」（主催：日報ビジネス㈱）が開催された。『環境ビジネスの展開』をテーマに、国内外から 645 社が出展した。PCB 関連の出展が増加したほか、人材不足に対応するため、作業の効率化を中心としたシステムやサービスを提案する出展も多く見受けられた。　（取材　塩沢美樹）

出展企業（社名五十音順）

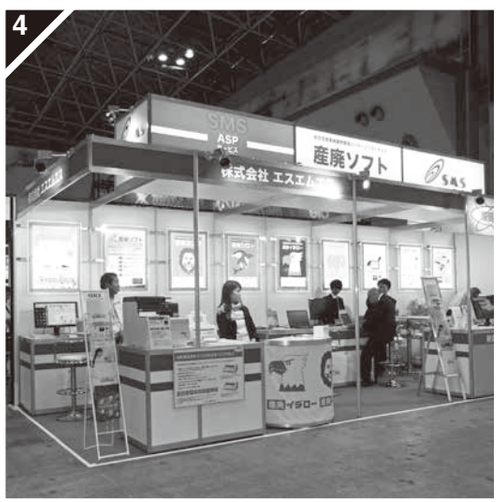

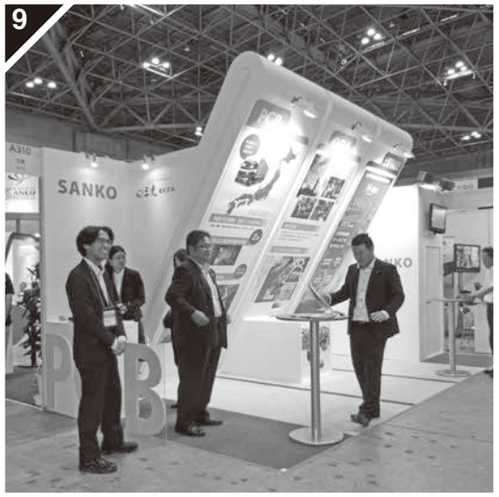

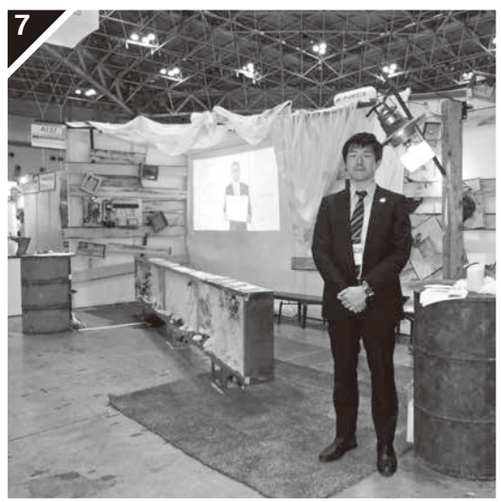

1　アースサポート㈱
2　㈱イーシス
3　㈱エジソン
4　㈱エスエムエス
5　加藤商事㈱
6　極東開発工業㈱
7　㈱グーン
　（旧社名：萬世リサイクルシステムズ㈱）
8　甲陽興産㈱
9　三光㈱

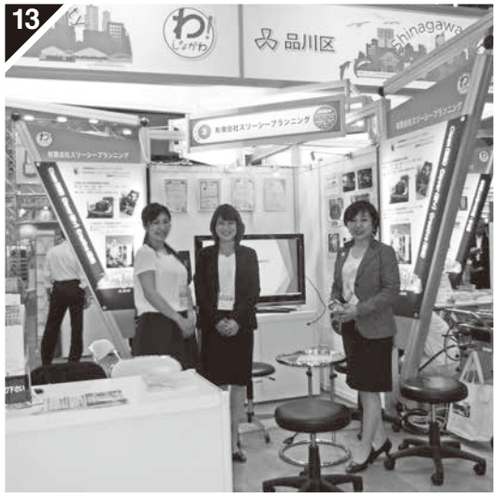

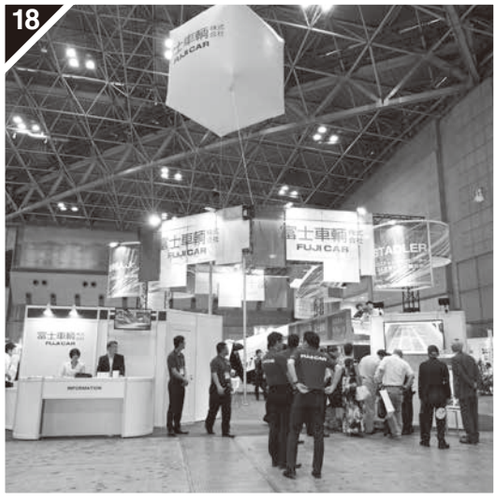

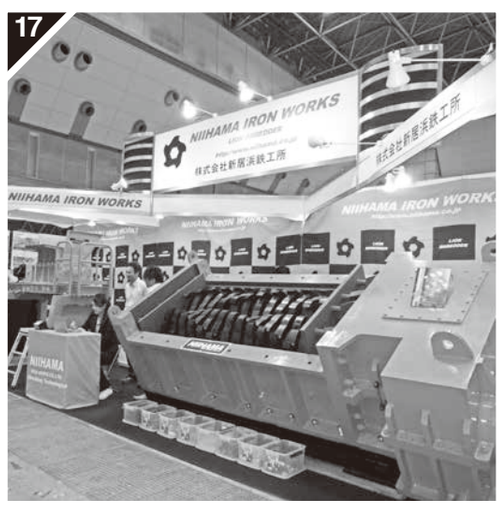

10　JX 金属
（正会員：JX 金属髙商㈱）
11　JFE 環境㈱
12　新明和工業㈱
13　㈲スリーシープランニング
14　東京ボードグループ
ティー・ビー・ロジスティックス㈱
東京ボード工業㈱
15　東鉄工業㈱
16　㈱トランス・アイ
17　㈱新居浜鐵工所
18　富士車輌㈱
19　㈱フジテックス

20　松田産業㈱
21　㈱御池鐵工所

表紙の言葉

●**今月の写真**：都立有明テニスの森公園
●**本施設で開催の競技**：
［オリンピック］テニス　［パラリンピック］車椅子テニス

都立有明テニスの森公園は、屋外 48 面のテニスコートと「有明コロシアム」を擁し、日本のテニスの聖地と言われています。有明コロシアムは、全天候型コートとスライド式開閉屋根を備えた 10,000 人を収容できる多目的スタジアムで、テニスの国際大会だけでなく、様々なイベントに幅広く利用されています。

テニスといえば、先日の全仏オープンでベスト 8 入りした錦織圭選手の活躍が記憶に新しいところですが、近年、世界で活躍する日本人選手は増えているようです。最新(6 月 12 日時点)の世界ランキング 100 位以内の日本人男子選手は 4 人(錦織選手を含む)、女子選手は 5 人もおり、オリンピック・パラリンピック東京大会が楽しみです。

●**撮影者**：塩沢 美樹（機関誌編集担当）●**撮影地**：江東区有明

新入会員紹介

㈱ 新東京開発

代表取締役　**吉田　要**

産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を含む）
〔 燃え殻、汚泥（脱水後のものに限る）、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 （石綿含有産業廃棄物を含む） 〕

積替え保管できる産業廃棄物の種類
〔 廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 （石綿含有産業廃棄物を含む） 〕

特別管理産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）
〔 ① 廃油（揮発油、灯油類、軽油類）　② 特定有害産業廃棄物　7．廃石綿等 〕

〒 270-2265　千葉県松戸市常盤平陣屋前３－２１
☎ ０４７（３８３）５３５３

㈱ オレンジアーチ

代表取締役　**本山　功**

賛助会員　**産業廃棄物処理業向け文書管理ソフト開発**

〒 120-0034　東京都足立区千住１－１１－２　カーニープレイス千住ビル７階
☎ ０３（５２８４）８６８７

㈱ ユウトハンズ

代表取締役　**城野　徹**

賛助会員　**ソフトウェア開発ベンダー**

〒 150-0042　東京都渋谷区宇田川町２－１　渋谷ホームズ１３０７
☎ ０３（５４８９）８０８８

廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について

平成 29 年 3 月 21 日に環境省課長通知が各都道府県・政令市に出された。それを受け、東京都環境局産業廃棄物対策課長から当協会あてに、通知文書が送られた。これら通知に関して、紹介するとともに、処理業者としての対応の在り方についてコメントしたい。

1　通知の概要

(1) 不適正事例

① 28 年 1 月、建設廃棄物について、下請け業者に処理の委託を無責任に繰り返し、最終的に処理能力の低い無許可解体業者によって不法投棄がなされた。

② 同月、食品製造業者及び販売業者が廃棄物処分業者に処分を委託した食品廃棄物が、当該処分業者により不適正に転売され、複数の業者を介して、食品として流通した。

(2) 中央環境審議会からの答申、意見具申

28 年 9 月答申、29 年 2 月意見具申で、「最後まで責任を負うとの排出事業者責任を重く再認識することが必要。」、「規制権限が及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障をきたすことのないよう、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき。」とされた。

(3) 排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導の内容

① 地方公共団体の規制権限の及ばない第三者が、排出事業者と処理業者との間の契約に介在し、あっせん・仲介・代理等の行為（「第三者によるあっせん等」という。）を行う事例が見受けられるが、

② 排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定するべきものであり、また、処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。これらの決定を第三者に委ねるべきではない。

③ 第三者に委ねると、排出事業者責任の重要性に対する認識や処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがある。

④ 排出事業者は、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。

⑤ 各都道府県・政令市は、以上の点について、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び指導をされたい。

2　東京都環境局による排出事業者指導

環境局では、通常の排出事業者向け講習会等を通じて、第三者によるあっせん等の問題性を周知すると思われるが、この通知に基づき新たに個々の排出事業者への立入指導を強化するとの情報は得ていない。

3　処理業者としての対応（案）

(1) 東京都環境局、東京都環境公社、東京都産業廃棄物協会の連名によるリーフレットを作成してはどうか？

第三者にあっせん等を委ね処理委託の内容等を自覚していない排出事業者に対して、処理業者が、その行為は適切でないから我が処理業者と直接委託の協議をして欲しい旨を切り出すことは、顧客を失うことにもなりかねず、言い出しにくいのが現実である。

そこで、東京都環境局、排出事業者向け講習会等を実施している東京都環境公社、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の受付窓口となっている当協会の三者連名で、以下の内容のリーフレットを作成し、処理業者が個々の排出事業者と委託契約の協議をする際に配布できるようにする。

（排出事業者向けリーフレットの内容）

- ○ 排出事業者責任は重い。
- ○ 第三者に委ねてはいけない。収集運搬業者と処分業者と直接契約交渉すること。
- ○ 処理業者の許可品目を確認すること。
- ○ 優良性評価を得ている処理業者を選ぼう。
- ○ 講習会（東京都環境公社開催の排出事業者向け講習会、当協会受付の特別管理産業廃棄物管理責任者講習会）を受講しよう。

(2) 第三者に委ねている排出事業者がいたら、環境局に相談しよう！

排出事業者でない第三者から、処理方法の相談を受けたり、処理料金の見積もりを出すよう求められたり、契約書案の提出を要求されたりしたら、以下の事項を記入したシートを環境局に提出し、環境局に排出事業者指導をお願いしましょう。

（シートの内容）

- ○ 排出事業者の氏名と所在地
- ○ 第三者の氏名
- ○ 第三者から求められた内容
- ○ 処理業者の氏名を匿名とするか否かの希望

(3) 処理業者としても気をつける事項がある‼

収集運搬業や処分業の許可業者は、行政機関の監督を受ける地位にあるから通知でいう規制権限の及ばない第三者とは異なるが、排出事業者と収集運搬業者との関係と、排出事業者と処分業者との関係の違いを十分理解したうえで、営業活動を行う必要がある。

例えば、処理業者が、許可品目にない廃棄物の処理を相談された時、他の処理業者を紹介するケースがあるが、処理委託契約の内容を定める行為は、実際の処理を行う収集運搬業者・処分業者それぞれが行う必要がある。

また、収集運搬料金は収集運搬委託契約書に、処分料金は処分委託契約書にそれぞれ明記し、各処理業者が直接受領しない場合には、その支払い方法についてあらかじめ、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者で書面による合意をしておく必要がある。

（専務理事　木村 尊彦）

安全衛生推進委員会（伊藤委員長）

開催日時：平成 29 年 5 月 17 日㈬ 15 時～　**開催場所：**協会会議室　**出席委員：**8 名

議題及び内容：

①６月の安全衛生研修会について

事務局より、6 月 29 日㈭開催の安全衛生研修会の応募状況の報告と、追加募集のご案内を機関誌 5 月号に同封する旨の報告があった。また、当日使用予定資料を基に、研修内容について検討した。

②１０月開催予定の安全衛生研修会について

安全衛生表彰 被表彰者（事業所）による講演を開催することとなった。

③協会 HP について

事務局より、当協会 HP に「安全衛生」の項目を新たに作成し、平成 29 年度労働災害防止計画と、安全衛生活動において有用なサイト等を掲載した旨の報告があった。

④ヒヤリハットハンドブックについて

機関誌 4 月号にヒヤリハットハンドブックを同封して正会員に発送したところ、会員企業から「社内教育で使用したいので、20 部欲しい」との連絡があったことが報告された。

次回開催日：6 月 29 日㈭　安全衛生研修会終了後

青年部　幹事会（石田部長）

開催日時：平成 29 年 5 月 19 日㈮ 14 時～　**場所：**協会会議室　**出席者：**11 名

議題及び内容：

①委員会報告

まず、総務委員会より 4 月の収支について報告された。次に、研修委員会からは 10 月に開催予定の研修合宿について、具体的な研修内容の説明があった。最後に、コミュニケーション委員会より、総会後の懇親会やその他各行事に対する準備の進捗状況等が報告された。

②定時総会について

6 月 2 日㈮に予定されている、定時総会の役割分担及び流れを確認した。

③「団体課題別人材力支援事業」の採用支援事業について

POWER WORK の担当者を招き、誌面掲載内容について協議した。また、来年 3 月に開催予定の、女性部との合同環境就職フェアにおける、出前講座の内容について協議した。

次回開催日：6 月 2 日㈮ 13 時～　協会会議室

医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

開催日時：平成 29 年 5 月 22 日㈪ 15 時～　**場所：**協会会議室　**出席委員：**7 名

議題及び内容

①委員の交代について

クレハ環境の阿部委員が退任し、同社吉成委員と交代となった。

②医療廃棄物勉強会について

6 月 23 日㈮に開催予定で、すでに満席である。

③医療廃棄物合同懇談会について（東京・神奈川・静岡）

9 月 15 日㈮開催予定。東京都医師会 橋本理事の講演をメインに、3 都県共同宣言パンフレットについての各県からの発表、意見交換会などを行うこととなった。

④施設見学会について

施設見学会を行うこととなった。詳細は次回以降の委員会で決める。

④「平成 28 年度医療廃棄物研修会」（平成 29 年 3 月 25 日開催）について

27 年度に引き続き、杉本委員（日本シルバー）が講義を行った。今回も好評であった。

次回開催日：6 月 23 日㈮ 16 時～

中間処理委員会（碩委員長）

開催日時：平成 29 年 5 月 30 日㈫ 15 時～　**開催場所：**協会会議室　**出席委員：**9 名

議題及び内容：

①異物混入リーフレット配付効果について

以前に実施した「危険物・有害物等の異物混入防止のためのリーフレットの活用状況等に係るアンケート」の調査結果について、事務局より説明があった。これを踏まえ、リーフレットの活用における改善方法について活発な議論を行った。議論において挙がった案を実行し、引き続き、更なる改善を目指して、各分科会を含めて検討を進めていく。

②各分科会活動計画の報告

破砕・圧縮分科会、中和・脱水分科会、焼却分科会の、平成 29 年度活動計画の報告があった。焼却分科会は、二酸化炭素排出量削減に関する勉強会を 12 月に開催することとし、中間処理委員会及び各分科会も含めた勉強会とすることが決定した。

③温暖化防止研修会について

9 月に開催予定の温暖化防止研修会（中間処理委員会・収集運搬委員会合同勉強会）について、事務局より、研修会の概要説明と東京都環境局との打合せ結果の報告があった。収集運搬委員会と日程を調整のうえ、開催日を決定することとなった。

次回開催日：7 月中に開催予定

協会活動への支援

副 会 長

赤 石 賢 治

協会にとって喫緊の課題は、会員増強であると思います。理事会で、入会・退会の決議をするたびに一喜一憂することが多々あります。会員増強は当協会のみならず、諸団体が抱えている重要課題となっております。入会と退会は、景気に最も左右されがちではありますが、入会企業を増やすためには、協会の魅力やメリットを最大限にアピールして行くことが出来るかどうかで違ってくると思います。

私は、現在、多摩支部長を仰せつかっております。多摩支部の活動を少しご紹介させていただき、その魅力や楽しさを感じていただければ幸いです。多摩支部は、平成５年の発足以来、一貫して協会の協力・支援と会員相互の情報交換と親睦を柱に活動を続けてまいりました。また、東京都多摩環境事務所・八王子市との連携として、研修会・適正処理意見交換会を開催し、業界と行政との密接な関係を維持し、信頼を築いてまいりました。

多摩支部の発足当初は、79 社でありましたが、現在は約 120 社の会員数となっております。最近の支部会員数は横ばいの状況でありますが、八王子市が中核市となった事により、八王子市内の企業の入会を促すため、市内の企業に研修会等のイベント参加を呼びかけるなど努力を行っております。

また、多摩支部では、特に会員相互の親睦に力を入れております。楽しく協会活動に参加できるように毎年、親睦をかねた処理施設見学会を、工夫を凝らした企画で実施しております。特に会員企業の社長や責任者の方々に是非参加していただき、リラックス出来る社交の場として活用いただきたいと思っております。

支部の活動は、旅行だけでなく情報交換と情報提供にも力を入れております。支部の委員会である教育研修委員会では、産廃業界だけでなくそれ以外の情報にも目を向け、講演会等を行っております。また多摩支部法制度検討委員会では、本部の法制度検討委員会と協調し、法改正などの情報を提供するなど支部運営の重要な担い手となっております。

今年の秋の視察研修旅行は、当協会員（成友興業㈱・㈱アルフォ）の東京スーパーエコタウンに於ける新工場オープンに伴い同工場を見学の上で、最後は屋形船に乗り船上での親睦を図る日帰り旅行です。いつもは宿泊して盛大に懇親会を行うのですが、今回は日帰りということもあり、第２段として多摩地域の酒蔵巡りという旅行も企画しております。地酒と郷土料理を楽しみながら情報交換の場としてご活用していただけたら幸いです。是非支部会員以外の参加もお待ちしております。今後も会員数拡大の一助となるよう多摩支部は頑張ってまいります。

副 会 長

加 藤 宣 行

会員の皆様におかれましては、平素から当協会活動へのご理解並びにご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、協会活動に関して皆様に何かお伝えしたいことはありますか？と尋ねられたため恐縮ではありますが、一言私の考えを述べさせていただきます。

協会の役目は何かと問われた場合、答えは会員企業へのメリット、排出事業者へのメリット、環境へのメリットの３点を明確に出していくことだと思います。

企業は、経済活動をしていく中で、様々な問題に直面します。原因としては多種多様ありますが、そのほとんどは顧客へのメリットを出せていないか、顧客のリスクを回避できていないかであります。言うなれば、相手先の願望を理解せずに仕事を進めているということです。しかし、相手先の願望を受け入れさえしていれば企業は発展するというわけでは当然ありません。もしかすると倒産することさえもありえます。

ということは、相手の願望を受け入れながら、自分たちも成長していくというかなりの難題を解決することを経営者や担当者は考えなければ会社は存続できなくなるということです。これという答えはなかなか見出せませんがヒントはいくつもあります。

例えば一つの会社では出来なくても、複数の会社で考えればできることがかなりあるということです。

協会会員の過半数を占める収集運搬会社の悩みは、まず、上がらない収集運搬受託料をどうするかでしょう。私の好きな言葉に、「奪い合えば足りず、分ければ余る。」というものがあります。会員企業同士がもっと効率よく収集し、排出企業側の全体課題でもある CO_2 を削減するためにも排出事業者と話し合い、値段競争を食い止めることから始める必要性を考えます。

次に、各企業の人手不足でしょう。仕事が来ても携わる人がいなければ何もなりません。国内の労働人口が 60 万人も毎年減少していると言われています。とても深刻な問題です。今年度、この解決に向け委員会主導の研修会を開催します。これからの雇用の在り方や考え方、若者受けする会員企業のホームページの見せ方など具体的な社員獲得のノウハウをご紹介します。

そして災害です。労働災害発生率が全国の業種別ランキングでワーストワンであり、強度率も他の平均の何倍も高いと発表されております。会員企業のリスクを減らすためには、同業者間での情報交換を行うのが一番と考えます。

ざっと記した協会活動を見ても顧客のニーズに応えるためのヒントがたくさんあると思いませんか？ 私たちは、協会員がそれぞれ快適に話し合う場を提供していきます。そこで信頼関係を築き、顧客のニーズに応えるヒントを模索し、それぞれ会員企業の役に立つ。そのことが結果的に地球環境に役立つことになっている。そんな和をこれからも目指して活動してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

法律相談

弁　護　士
芝 田 麻 里

変更の許可と「軽微変更」

Q

私の会社（A社）は、木くず、がれき類等の収集運搬及び中間処理を行っている会社です。中間処理として木くずとガラスくず等の破砕を行っていますが、この前の定期点検でローターの損耗が激しく、ローターの交換をすることになりました。破砕機そのものの変更ではないため、変更許可が不要な「軽微な変更」として届出のみで足りると考えているのですが、行政に相談すると、行政から「ローターの交換は破砕機の心臓部の変更であるため、軽微変更には当たらず、変更の許可を要する」と言われそうです。また、変更許可申請にあたっては、環境影響調査報告書の提出とともに、住民説明会、住民の同意が必要と言われる可能性があります。

当社は、設置許可申請のときから残念ながら地元住民との折り合いが悪く、設置許可後には目立ったトラブルはないものの、住民同意がスムーズに得られるとは思いません。また、変更許可申請をしなければローターの交換をできないとすると、破砕機を数カ月止めなければならないこととなり、当社にとっては大きな損失となります。ローターの変更は、重要な部分とはいえ、使用中の破砕機と型番、性能、仕様書等すべて同じ破砕機の部品の交換を行うものです。もちろん、処理能力の向上はありませんから環境保全上の問題に変更はありません。むしろ、傷んだローターを変更することにより、騒音の低減が期待できます。

ローターの交換は「軽微な変更」と考えることはできないのでしょうか。

1　設置許可申請と変更許可

廃棄物処理施設の設置許可（法第１５条第１項）を受けた後、下記の設置許可の審査事項（法第１５条第２項第４号～第７号）に変更があった場合には、変更の許可を要することになります。

＜変更許可審査事項＞

法第１５条第２項

④　産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
⑤　産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
⑥　産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
⑦　産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

そして、変更の許可にあたっては、設置許可申請の際と同様の手続で変更の許可の可否を審査されることになります（法１５条の２の６第２項による法第１５条第３項～６項の準用）。これは、廃棄物処理施設の設置許可は上記審査事項について審査されることから、上記審査事項に変更があった場合には、設置許可の審査の際と同様の審査を要するとする趣旨です。

＜設置許可申請手続・変更許可申請手続＞

設置許可申請書の提出
当該廃棄物処理施設を設置した場合の生活環境影響調査報告書

↓

都道府県知事による縦覧

↓

関係市町村長に対する通知と意見の聴取

↓

利害関係人の意見書の提出

なお、「産業廃棄物処理施設」というと、「破砕機等の各機械、処理設備等、及びそれらを格納する建屋（建物）一体を意味するものであり、個々の機械や設備の変更は廃棄物処理施設の変更ではない」と思われることがありますが、法第１５条第１項にいう「産業廃棄物処理施設」とは、政令第７条に定める施設のことをいい、政令第７条は、破砕機等の各機械や設備等そのものをもって「廃棄物処理施設」としており、個々の機械や設備に変更があった際には、「変更の許可」の要否が問題となります。以下では、個々の機械や設備を含めて「処理施設」といいます。

2　「軽微な変更」の意味と「軽微な変更」の場合の手続

もっとも、法は、「軽微な変更」の場合は、変更許可までは要せず（法第１５条の２の６第１項ただし書き）、届出で足りるとしています（法第１５条の２の６第３項による法第９条第３項～第６項の準用）。

では、「軽微な変更」とはどのような場合をいうのでしょうか。

この点、法は、「軽微な変更」とは、「次の各号のいずれにも該当しない場合」としています（施行規則第１２条の８）。逆にいうと、次のいずれかに該当する場合には変更の許可を要することになります。

＜「軽微な変更」に該当しない場合＞
＝　変更の許可を要する場合

① 処理能力が１０パーセント以上増大するに至るもの
② 産業廃棄物処理施設の位置の変更
③ 産業廃棄物処理施設の処理方式の変更
④ 次の設備について産業廃棄物処理施設の構造又は設備に関する事項の変更
　イ 汚泥の脱水機
　ロ 汚泥の乾燥設備
　ハ 以下の施設の燃焼室
　　ⅰ 汚泥の焼却施設（令第７条第３号）
　　ⅱ 廃油の焼却施設（同第５号）
　　ⅲ 廃プラスチックの焼却施設（同第８号）
　　等
　ニ 廃油の油水分離設備
　ホ 廃酸又は廃アルカリの中和槽
　ヘ 廃プラスチック、木くず、がれき類の破砕施設
　（以下省略）
⑤ 産業廃棄物処理施設の構造又は変更に伴う生活環境への負荷にかかる数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの

すなわち、処理施設（処理設備）処理能力が１０％以上増大する場合には常に変更許可が必要ですが、処理能力の増大が１０％未満にとどまる場合であっても、上記④の施設に変更がある場合には「軽微な変更」とはいえず、変更許可が必要となります。これは、④の施設は類型的にそれ自体として環境への負荷が大きい設備であるため、④の施設に変更がある場合には、再度、行政においてその安全性等について審査し、確認しようとする趣旨です。

3　破砕施設のローターの変更に変更許可を要するか

⑴　何が「軽微な変更」か

では、破砕機（破砕施設）のローターの変更に変更の許可を要するでしょうか。あるいは、「軽微な変更」として届出で足りるでしょうか。

破砕機は、上記④の「産業廃棄物処理施設の構造又は設備に関する事項」に変更がある場合には、変更に伴う処理能力の増大が１０％未満であっても「軽微な変更」には該当せず「変更の許可」を要することになります。すなわち、ローターの変更が「破砕機の構造に関する変更」であるとすれば、軽微変更にはあたらず、変更許可を要することになります。

この点、たとえば破砕機を床面に設置している場合において、床面と破砕機を固定するためのボルトが傷んでそのボルトの交換を行う場合、このボルトの交換が「構造に関する変更」であって「変更許可」が必要とは解されないでしょう。では、破砕機のスクリーンについてはどうでしょうか。また、破砕機のハンマーについてはどうでしょうか。ローターについてはどうでしょうか。何が破砕機の「構造に関する変更」に当たるかが問題となります。

⑵　基準の明確性が必要であることと法の趣旨

Ａ社は行政から「ローターは破砕機の心臓部分であるため、ローターの変更は軽微な変更とはいえず、変更許可が必要である」との指導を受けることを心配しています。

しかしながら、破砕機は、廃棄物を破砕するという用途の目的上、損耗しやすく、日々メンテナンスを行い、損耗があった箇所については補修を行うことが欠かせません。また、損耗が著しく部品の修補で足りない場合には、当該損耗の著しい部品の交換を行うことになります。そして、部品の重要度によって「変更許可」が必要かどうかが異なり、さらに、部品の重要度は監督行政庁の判断によることとなれば、行政の恣意的な判断によって事業者は「変更許可」の手続を要することとなります。

そして、前述のように、変更許可申請にあたっては、生活環境影響調査報告書の提出、同報告書等の縦覧等の手続が必要であり、さらに自治体における条例、または指導要綱等によって、あるいは書面化されない行政指導によって、周辺住民に対する説明会や住民の同意が必要とされることがむしろ通常です。周辺住民に対する説明会や同意を要することとなれば、住民の反対等により手続に遅滞が生ずる可能性もあり、変更許可を得るまでに数カ月、場合によっては１年前後の期間を要する事になる可能性があります。

事業者の円滑な事業及び適正処理を促進する観点、事業の予測可能性を確保する観点から「変更許可」を要するか否かの基準は明確であるべきです。

また、法が、「法第１５条第２項第４号から第７号までに掲げる事項について変更をしようとするときは、…都道府県知事の許可（変更許可）を得なければならない。」（法第１５条の２の６第１項）とする趣旨は、法が廃棄物処理施設の設置許可（新規許可）申請にあたって審査した事項に変更があるときは、生活環境保全上支障がないかどうかについて再度審査を行うというところに趣旨があると解されます。

⑶ 「変更の許可」を要する「破砕機の変更」とは

そこで、基準の明確性及び法の趣旨からは、破砕機の型番、性能、仕様書等が同一であり、設置許可申請時に提出した資料について何ら変更を加える必要がないもの、資料の差替等を要しないものについては、再度の行政の審査を行う必要がないものであって、変更許可の対象となる「破砕機の構造に関する変更」と解するべきではありません。

すなわち、変更許可が必要な「破砕機の構造に関する変更」とは、破砕機の型番、性能、仕様書等が異なることとなり、施設の設置許可申請時に行政に提出した資料の差し替えが必要となる場合をいうものと解すべきであるといえます。

⑷ 平成２９年「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」

なお、廃棄物処理にかかる手続において自治体が住民同意を要するとする取扱いを行っていることについて、中環審第９４２号平成２９年２月１４日付「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」は、都道府県等が独自に行っている「実質的な住民同意について…廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講ずる必要がある。」と指摘しています（本件意見具申２１頁（１２）地方自治体の運用）。

これは、廃棄物処理施設は国のインフラであり国民生活に必要不可欠な制度である一方、住民はその一般的必要性については認めつつも自身の近隣の地域に設置されることは望まないことが多く、廃棄物処理施設の設置等について住民の同意を必要としてしまうと廃棄物処理施設等の手続がほぼ不可能となってしまうことから、法は、廃棄物処理施設の安全性、生活環境保全等の法定の要件さえ認められれば住民の同意なくして設置の許可等を認めているところ、多くの自治体において、その法の趣旨に反した運用がなされていることを明文で指摘し、見直しの必要性を指摘したものです。

また、同意見具申においては、行政手続が廃棄物処理業者の「事業の円滑な促進」を阻害しないよう配慮が必要であるとの指摘が行われている（同意見書P.２０）のも注目されるところです。

４　設例の事例の結論

設問の事例において、Ａ社は使用中の破砕機のローターの変更をしようとするものであり、破砕機の型番、性能、仕様書等すべて同じであるとのことですので、設置許可申請時に行政に提出した資料の差替は不要であるものと解されます。

よって、ローターの変更は「破砕機の構造に関する変更」にはあたらず、「軽微な変更」にあたり、変更許可は不要であると解されます。

もっとも、実際に破砕機に何らかの変更を行おうとする場合には、予め監督行政庁に相談し、監督行政庁と円滑に合意することが困難なときは、専門家にご相談されることをおすすめいたします。行政と合意がなされないまま手続を先行した場合、行政処分等の不利益処分を受ける可能性があります。

協会の主な今後の日程

（平成29年６月１日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
6	2	金	青年部　幹事会１３：００～／定時総会１５：００～／研修会１６：００～	協会会議室
	6	火	主催：東京都環境局・東京都環境公社　後援：当協会 「平成29年度産業廃棄物処理業　新入社員向けスタートアップ研修会」 １３：００～１７：００	KFC Hall（墨田区）
	9	金	平成２９年度国内処理施設見学研修会	秋田県大館市
	10	土	↓	
	14	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
			常任理事会　１５：００～	協会会議室
	15	木	女性部　施設見学会　１３：００～	スーパーエコタウン施設（大田区）
	16	金	全産廃連； 第７回定時総会　議案審議　13：30～14：45／　表彰式 15：15～16：15 講演会 16：30～17：30／　懇親会 18：00～20：00	明治記念館（港区）
	19	月	収集運搬委員会　１５：００～	協会会議室
	22	木	総務委員会＝災害廃棄物検討分科会　１５：００～	協会会議室
	23	金	医療廃棄物委員会　勉強会　１４：００～	協会会議室
			全国産業廃棄物厚生年金基金　第一回代議員会　１５：００～１６：３０	明治記念館（港区）
	26	月	多摩支部 委員会打合せ　１３：００～／　幹事会　１３：３０～ 支部会　１４：００～／　講演会　１４：３０～／　研修会　１５：４５～	たましん RISURU ホール（立川市）
	27	火	一都三県建設混合廃棄物意見交換会　幹事会　１５：００～	協会会議室
	29	木	平成２９年度 第一回安全衛生研修会　１４：００～１６：３０	エッサム本社ビル３階（神田須田町）
			（研修会終了後～）　安全衛生推進委員会	〃
7	11	火	全産廃連；　理事会　１３：３０～	全産廃連会議室
			中間処理委員会＝中和・脱水分科会　１４：００～	協会会議室
			青年部　幹事会　１４：００～	外部会議室
	12	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
			常任理事会　１３：３０～　／　第３７回理事会　１４：３０～	協会会議室
	18	火	中間処理委員会　１０：００～	協会会議室
	20	木	医療廃棄物委員会　１５：００～	協会会議室
			青年部・女性部　合同勉強会　１４：００～	サンシャインシティ会議室（豊島区）
	21	金	中間処理委員会＝破砕・圧縮分科会　１５：００～	協会会議室
	25	火	協会役員と新入会員との懇談会　１１：００～	協会会議室
			常任理事会　１３：３０～	協会会議室
	28	金	全産廃連；　平成２９年度第１回正会員事務局責任者会議	アジュール竹芝（港区）

事務局だより

平素は当協会の運営にご理解ご協力賜り誠にありがとうございます。

平成 29 年も早いもので 6 月を迎えると、半分を過ぎることとなります。最近では、本当に一年が早いと感じるところでありますが皆様はいかがでしょうか。

先日、埼玉県にある産業廃棄物業者さんのプラントを見学する機会がありました。マスコミで取り上げられたことも多々あるのでご存知の方も多いと思う業者さんです。産業廃棄物というイメージは「燃やす」「埋めたてる」といった、あまりいいものでなく、事実、かつては地域で反対運動が起こっており、出て行けと言われたこともあったそうです。しかし、「産廃」というイメージを払拭すべく、また、環境に関する法規制をクリアするために、ハード面とソフト面の投資を行い、地域の方々と協働して東京ドーム 3.5 個分の里山の共生にも力を入れるようになりました。そしてリサイクルにも力をいれており、現在ではリサイクル率が 95% にまでのぼっております。地域に開かれた会社となり、地域と協働して環境循環型社会を目指す活動を行っており、国内外から多くの注目を集めております。この見学の機会を通じて、改めてこの業界が社会で担う役割の大きさを感じるとともに、まだまだ多くの可能性があることを学びました。

さて、先述の会社の取り組みから産業廃棄物処理業界ではすっかり定着している「３R（Reduce, Reuse, Recycle）」ですが、一般廃棄物に関しては近年では Refuse をつけて「4R」の推進運動となりつつあります。

この Refuse ですが、「ゴミとなるものは家庭に持ち込まず断る」ということです。身近な例を挙げると、例えばスーパーでマイバックを持参したり、コーヒーショップではマイカップを持参して私たちからゴミを増やさないようにしよう、という行動です。私もよくスーパーで買い物をしますが、最近では自ら 4R を実践できるようにマイバッグを持参しておりますし、コーヒーショップでもできるだけマイカップを持参するようにしております。

自治体での取り組みも進んでおり、神奈川県茅ヶ崎市では一般廃棄物処理基本計画に Refuse を明記しており、4R をゴミ減量の重点施策として位置付けております。都内ではまだ 4R の推進が進んでおりませんが、2020 年東京オリンピック・パラリンピックまでには環境先進都市として、4R を積極的に推進していただけたらと思っております。

産業廃棄物においても、当協会の各種事業や委員会活動等での調査・研究等を通じて新しい取り組みができるようサポートしていきたいと思っております。

今後ともよろしくお願い致します。　（木島）

編集後記

５月 29 日の協会・総会へは多くの会員の方々に参加頂き、深く感謝申し上げます。当日は気温がやや高かったものの好天に恵まれました。議案内容、懇親会での来賓の皆様の挨拶等は本号の記事をご覧頂ければと想います。椿山荘は緑豊かな中にあり、観るものの目を楽しませてくれました。

気象庁から今夏の気温予想が発表されていました。気温の高い夏となりそうです。原因は種々に渡るのでしょうが、ここのところ、毎年高温の年が続いています。皆様におかれましては、熱中症に十分な注意を払われていることとは想いますが、体を少しずつ慣らしていくことも肝要ではないでしょうか。

地球規模では不安定な情勢をかかえる地域が増加してきているようです。指導者の資質云々がと報道される場合もあります。ところで「資質」の意味はさて何だろうと想い、辞書をめくると「生まれつき。天性。」と書いてありました。つまり、資質とは変化しないものだとすれば、これは結構、厄介な問題なのかもしれません。人は経験に基づき、変化していくものだと考えていましたが、こと「資質」が問題だとすれば、下手をすると取り返しがつかないのかもしれません。

協会では総会が終了し、平成 29 年度事業が本格的になってきています。何度も書いていますが、各委員会・部ではそれぞれ趣向を凝らした事業を計画しています。それぞれ明確な目的をもっています。皆様へは内容を事前にお知らせしていますので、積極的に参加頂ければ、幸いです。

今回の法制度の改正内容がそろそろ出揃います。処理法そのものの改正は少ないようですが、政省令の改正について、見落としのないようにして下さい。何をするにしても法制度を遵守しなければなりません。複雑怪奇で判りませんでしたは通用しません。

総会懇親会で顧問の都議会の先生方からも案内がございましたが、７月２日は都議会議員選挙です。年齢制限はありますが、選挙権という権利には当然、義務もあることを認識しなければなりません。権利を行使しなければ、義務も発生しないという論理は成り立ちません。少々、かたい話ですが、何事も定義がありますので、良く理解した上で行動することが必要と想われます。　（乙顔）

とうきょうさんぱい

第 34 巻　第 3 号　通 巻 第 322 号

平成 29 年 6 月 10 日発行

発 行 人　高　橋　俊　美

企画・編集　広　報　委　員　会

発　　行　一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒 101 － 0047
東京都千代田区内神田 1 － 9 － 13
柿沼ビル 7F
TEL　03（5283）5455（代表）
FAX　03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp
E-mail;info@tosankyo.or.jp

都市更新を下支えする企業を目指して。

地球を守る確かな技術

城南島第二工場

- 産業廃棄物処理施設
  破砕処理施設・脱水処理施設・造粒固化処理施設
- 汚染土壌処理施設

e Synergy System

SEIYU 成友興業株式会社

城南島第二工場

城南島第二事業所　東京都大田区城南島 3-2-11　TEL：03-3799-8111　FAX：03-3799-7788

「とうきょうさんぱい」　通巻第三二二号　平成二十九年六月十日　発行人　高橋俊美　発行　一般社団法人東京都産業廃棄物協会

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。

廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上

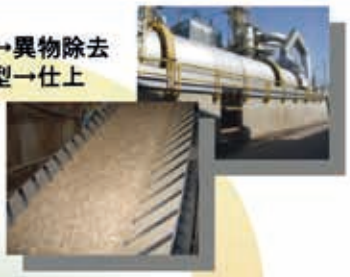

不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ
マテリアルリサイクル
システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」

廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。
そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667